

～大切なお知らせ～



令和5年度子育て世帯生活支援特別給付金

あなたは、子育て世帯生活支援特別給付金を
申請不要で受け取れます！

1. 支給対象者

下記に当てはまる方(※ひとり親世帯分の給付金を受け取った方を除く)

**令和4年度中に実施した子育て世帯生活支援特別給付金
(前回の給付金)の支給対象者**であった方

(申請の要否に関わらず、前回の給付金を受け取った方又は受取を拒否した方)

2. 支給対象児童

(2004年(平成16年)4月2日から2023年(令和5年)2月28日生まれの児童 (障害児は2002年(平成14年)4月2日生まれ以降))

3. 支給額

児童1人当たり 一律 **5万円**

4. 支給の手続き

- ▶ 給付金は、**申請不要**で受け取れます。
- ▶ **5月末頃**、令和4年度給付金を支給した口座に振り込みます。

【ご注意ください】

- ※ 給付金の支給を希望しない場合は、**受給拒否届出書の提出が必要となるため、5月24日(水)までに下記窓口へご連絡ください。**
- ※ 令和4年度給付金の支給に当たって指定していた口座を解約しているなど、給付金の支給に支障が出る恐れがある場合は、振込指定口座を変更するなどの手続きが必要となりますので、**下記窓口へご連絡ください。**
- ※ 給付金を受け取った後に受給資格がないことが判明した場合、返金していただく必要があります。(1人の児童について二重に受給した場合など)

* お問い合わせは下記までお電話ください。

■ 川辺町役場

「子育て世帯生活支援特別給付金
(ひとり親世帯以外分)」窓口

0574-53-2513

(受付時間:平日8:30~17:15)

「子育て世帯生活支援特別給付金」の
“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに都道府県・市区町村や厚生労働省
(の職員)などをかたった不審な電話や郵便があった場合
は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署、または警察
相談専用電話(#9110)にご連絡ください。